第四百九十四条の五　第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は、罰金の裁判が確定した者で、次の各号のいずれかに該当するものについて、罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、当該裁判が確定した後三十日を経過するまでの間、その者を刑事施設に拘置することができる。

一　第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者であつて、裁判所の許可を受けないで本邦から出国し又は出国しようとしたもの

二　第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の許可を取り消された者

三　正当な理由がなく、指定期間内に本邦に帰国せず又は上陸しなかつた者

四　前三号に掲げる者のほか、第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者であつて、逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるもの

第四百九十四条の六　前条の規定による拘置は、第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、することができない。ただし、その者が逃亡した場合は、この限りでない。

第四百九十四条の七　第四百九十四条の五の規定による拘置は、拘置状を発してしなければならない。

第六十四条第一項及び第三項、第七十条第二項、第七十一条第二項及び第三項並びに第七十四条

被告人	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
罪名、公訴事実の要旨	罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間
勾留すべき裁判長又は受命裁判官	拘置すべき裁判長
被告人の被告人を公訴事実の要旨	第三百四十五条の二（第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者のその者を罰金が完納されていない旨

第六十四条第二項

第七十三条第三項	第六十九条
第八十二条第一項及び第二項、第八十七条第一項並びに第九十五条第五項	第五十七条乃至第六十二条、第六十五条、第六十六条及び前条
第八十二条第一項、第八十七条第一項、第九十五条第一項、第四項及び第五項並びに第九十六条第一項	第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
第八十二条第二項及び第八十七条第一項	弁護人、法定代理人
第八十三条第三項	被告人及びその弁護人
第八十三条第三項ただし書	被告人の
	被告人が
	被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないとき
第八十四条第二項	被告人及び弁護人並びにこれらの
第九十二条第二項	も、前項と同様である
第九十五条第一項	被告人を
	被告人の
第九十五条第六項	被告人
第九十六条第一項第二号及び第六号	被告人
第九十八条第一項及び第二項	被告人
第九十八条の二	被告人が
	被告人に

第四百九十四条の五から第四百九十四条の七まで及び第四百九十四条の十二第一項	者
	第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
	法定代理人
	拘置されている者
	その者の
	その者が
	拘置されている者及びその
	は、検察官の意見を聴かなければならない
	者を
	拘置されている者の
	拘置の執行停止をされる者
	拘置の執行停止をされている者
	拘置の執行停止を取り消された者又は拘置の執行停止の期間が満了した者
	拘置の執行停止を取り消された者が
	その者に

第四百九十四条の八　第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者を拘置したときは、その法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうちその決定を受けた者の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第六十九条、第八十二条から第八十七条まで、第九十二条第二項及び第九十五条の規定並びに第九十六条第一項（第二号及び第六号に係る部分に限る。）、第九十八条及び第九十八条の二の規定（これらの規定のうち勾留の執行停止に関する部分に限る。）は、第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四百九十四条の九　期間を指定されて拘置の執行停止をされた者が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。